

2026年度公益財団法人日本台湾交流協会日本奨学金留学生試験募集要項

2025 年 2 月
公益財団法人
日本台湾交流協会

公益財団法人日本台湾交流協会では、日本において研究を行うことを通じ、日本と台湾の架け橋となり、世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、奨学金留学生を募集します。

記

1. 応募者の資格及び条件

- (1) 台湾籍（二重国籍により日本の国籍を有する者を除く。）を有し、2025年4月1日から本奨学金を受給し留学を開始するまでの間、生活の本拠を台湾に置いている者（注1）（注2）。
- (2) 大学又は専科学校において専攻した分野（現に専攻中のものを含む。）又はこれに関連した分野で、日本の大学で学習、研究できる分野とする。
ただし、医学、歯学及び福祉学を専攻する者は、日本の法律に基づき、厚生労働大臣の許可を得るまでは、診療、手術等臨床研修に従事できない。また、歌舞伎や日本舞踊などの伝統芸能、工場等における特定の技術、技能等の実務研修を目的としたものは含まない。
- (3) 2026年4月1日時点で満35歳未満の者（1991年4月2日以降に出生した者）。
- (4) 総合大学又は単科大学（台湾内外とも可）を卒業した者（所定の期日までに卒業見込証明書を出せる者も含む。（注3））で、以下①又は②に該当する者。
 - ①日本国内の国公立大学の大学院正規課程（修士、博士及び専門職大学院の課程）に2026年4月、9月又は10月に入学する者
 - ②2027年4月に日本国内の国公立大学の大学院正規課程（修士、博士及び専門職大学院の課程）へ進学することを目的として、2026年4月、9月又は10月に非正規生（研究生）として入学する者。
- (5) 積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、日本で研究に従事し、生活に適応する能力を有すること。
- (6) 渡日の際に「留学」の査証を必ず取得すること。その他の長期査証を有する者は、それを放棄しなければ、当協会奨学金留学生の資格は有しない。
- (7) 心身ともに日本の大学院における学業に支障がないこと。（合格後に協会に提出する健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障があると医師が判断した者は採用しない。）

(8) 男性は、①兵役を終了した者、②兵役義務の無い者、又は③当協会奨学金応募時には兵役を終了していないが、兵役を終了した旨の証明書を以下の期日までに当協会に提出できる者。

・2026年4月入学希望：2026年1月9日（金）

・2026年9月又は10月入学希望：2026年7月24日（金）

(9) 留学期間中、日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等を受給しないこと。また、その他の奨学金を受給する場合は入学した大学に対してその名称・期間・金額等を申告すること。

(10) 奨学金支給期間満了以降、日本台湾交流協会が実施するアンケート調査や日本台湾交流協会が実施する各事業（イベント、懇親会等）に積極的に協力・参加し、日本と台湾との関係の向上に努めることが可能である者。また、日本台湾交流協会と日本奨学金留学生聯誼会が共同で管理する奨学金同窓生名簿に卒業後の進路・連絡先を提供することが可能である者。

（注1）海外旅行等で一時的に台湾を離れることを妨げるものではない。当該期間中に台湾から離れる可能性がある場合、「一時的に台湾を離れる」に該当するか否かについては、当協会台北事務所広報文化部の長期奨学金担当窓口を確認すること。

（注2）なお、当該期間中に外国人留学生として日本の大学に在籍し（休学含む）、2026年4月1日時点で日本の大学院の正規課程に進学又は在学する予定の者は、本試験の応募者の資格は有しない。ただし、当協会東京本部が行う予定の「2026年度日本台湾交流協会日本奨学金留学生国内採用」を受験することができる（予算の都合で実施しない場合もある点に注意すること）。

（注3）下記「5. 1次試験合格後の2次試験応募手続」の提出書類8に記載している期日までに提出することができる者に限る。

2. 奨学金等

(1) 奨学金

①支給金額

課程	金額（月額）
非正規生（研究生）	143,000円
修士課程及び専門職大学院の課程	144,000円
博士課程	145,000円

※特定の地域において修学・研究するものに対しては、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。

（注1）金額は変更となる場合がある。

（注2）大学を休学又は長期欠席した場合、奨学金は支給しない。

②奨学金支給期間

(ア) 非正規生（研究生）

入学時期	支給期間
2026年4月	2026年4月～2027年3月（1年間）
2026年9月	2026年9月～2027年3月（7ヶ月）
2026年10月	2026年10月～2027年3月（6ヶ月）

※原則、渡日後、大学からの在籍確認ができた月について支給する。

（注1）非正規生（研究生）として在籍する期間内に同大学の正規課程に進学できない場合、奨学金の支給期間延長はできない。

(イ) 大学院正規課程（修士、博士及び専門職大学院の課程）

入学時期（4月・9月・10月）から起算し、正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。

（注1）博士課程が前期2年と後期3年の課程に区分されている場合、及び、5年一貫の大学院の場合は、前期2年の課程を修士課程、後期3年の課程を博士課程として取り扱うものとする。

（注2）奨学金留学生として修士課程修了後、日本国内の大学の博士課程に進学し、引き続き当協会奨学金の支給を希望する場合は、当協会奨学金留学生国内採用に申請して合格する必要がある。

③支給停止要件

次のア～ケに該当する場合は、奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

ア 申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき

イ 日本台湾交流協会理事長への誓約事項に違反したとき

ウ 日本の法令等に違反したとき

エ 大学を休学することになったとき

オ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）

カ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき

キ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき

ク 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。

ケ 日本台湾交流協会から学生本人へ2ヶ月以上連絡がとれないとき

(2) 渡日及び帰台旅費

①渡日旅費

所定の期日に渡日する者についてのみ支給する。台北（松山・桃園）、台中、台南又は

高雄→東京又は受入大学等が通常の経路で使用する国際空港間のエコノミークラス航空券を支給。

②帰台旅費

奨学金支給期間が満了及び大学院の課程修了者で、かつ、所定の期日までに帰台する者についてのみ支給する。東京又は受入大学等が通常の経路で使用する国際空港→台北（松山・桃園）、台中、台南又は高雄間のエコノミークラス航空券を支給。

（注１）帰台旅費は、台北（松山・桃園）、台中、台南及び高雄便とも直行便に限定。

（注２）渡日及び帰台旅費の際の海外旅行保険料等は、留学生の自己負担とする。

（注３）奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在し、一時帰台する際の帰台旅費は支給しない。

（注４）渡日、帰台に利用出来る航空機は、日本台湾交流協会が指定する航空会社から選ぶこととする。

（３）授業料等

受入大学等に在籍するための要件となる経費（授業料・入学金・入学検定料）で留学生本人が納入した額を、本人の申請に基づいて支給。

ただし、日本政府の定める国立大学の授業料、入学料および検定料の標準額を超過する金額については、予算の範囲内で支給するので、支給されない場合がある。

【参考】文部科学省令に定める国立大学授業料、入学料及び検定料の標準額

（イ）授業料： 535, 800円 ※年額

（ロ）入学金： 282, 000円

（ハ）入学検定料： 30, 000円

（注１）自治会費、校友会費、学会費、保険料、書籍、消耗品、学内規定にない経費等は支給の対象とならない。

（注２）入学金及び入学検定料については、本奨学金留学期間中１回のみ支給するため、非正規生（研究生）として入学金と入学検定料を受給した場合には、正規生に進学する際には支給されない点に注意すること。

（注３）正規課程への入学が不合格となった場合の入学検定料は、自己負担とする。

3. 選考方法及び結果通知

本奨学金試験は１次試験（日本留学試験）及び２次試験（面接試験）から構成される。

（１）１次試験（日本留学試験）

①実施方式

● １次試験は、2025年6月15日（日）、台北（台湾）において実施される「2025年度日本留学試験（第1回）」（独立行政法人日本学生支援機構主催／（財）語言訓練測驗中心（<http://www.lttc.ntu.edu.tw/>））を利用する。

（注１）台北以外での受験は、本奨学金試験の対象外。

● 1 次試験の選考に必要な受験科目

「2025 年度日本留学試験（第 1 回）」において、以下の科目を受験すること。

（文系、理系の選択は進学希望専攻等の教育内容にあったものとする。）

- ・ 文系（人文科学、社会科学等）：「日本語、総合科目、数学Ⅰ」の 3 科目
 - ・ 理系（理学・工学・農学・医学・歯学等）：「日本語、理科（2 科目）、数学Ⅱ」の 4 科目
- ※「理科」の選択科目については、下記の例を参考に、進学希望専攻等の教育内容にあった科目を選択すること。

例：理学（生物系を除く）、工学、農業工学等 ⇒「化学」「物理」を選択
理学（生物系）、医学、歯学、生命化学等 ⇒「化学」「生物」を選択

● 「理科、総合科目、数学」の出題言語は、日本語と英語どちらを選択してもよい。

②選考基準

1 次選考においては文系 3 科目（日本語、総合科目、数学Ⅰ）、理系 3 科目（日本語、理科 2 科目、数学Ⅱ）の各科目の偏差値を算出し、偏差値平均上位者を 1 次試験合格者とし、2 次試験受験資格を与える。

なお、偏差値の算出に用いる平均点及び標準偏差は、1 次試験に応募した受験者を母集団として算出する。（そのため、日本学生支援機構（JASSO）の通知する平均点及び標準偏差とは異なる。）

③結果通知

2025 年 8 月上旬に受験番号（下記 4.（2）参照）を日本台湾交流協会ホームページに掲載する。また、1 次試験合格者に対し、2 次試験に関する案内を別途通知する。

（2）2 次試験（面接試験）

①実施方式

● 2 次試験は面接試験を行う。（例年 9 月～10 月予定）

● 面接は、原則として日本語で行う。

なお、以下のすべての要件を満たす者で、かつ日本台湾交流協会が認めた場合に限り、英語による面接試験を可能とする。

【英語面接申請の要件】

・ 以下①及び②の資料を、2 次試験申請書類に添付して提出できること。

①英語能力を証明する書類（TOEFL, IELTS, TOEIC, iBT スコア等の写し）

②進学予定先である日本の大学の担当教員が作成した「英語による教授（指導）に関する許可書（又は同意書）」（担当教員からのメールでも可）

※指導教員が決まっていない場合には、許可書（又は同意書）の代わりに、シラバス等の英語で授業を行うことが分かる資料の提出でも可とする。（シラバスを提出する場合は該当部分に下線を引く等だれが見てもわかるようにして提出してください。）

・ 2 次試験申請書の面接希望言語欄において英語を選択し、当協会指定の期日までに申請すること。また、研究計画書は、英語で作成すること。

②選考基準

受験者が予め提出した研究計画書の書面評価、及び2次試験当日に当協会が実施する面接試験の評価を総合的に判断して決定する。

③結果通知

2次試験合格者の発表は、面接試験終了1ヶ月以内に受験番号を日本台湾交流協会ホームページに掲載する。2次試験合格者には、本奨学金留学生決定までの諸手続き及び注意点等について別途通知する。

4. 申請方法

- (1) 日本台湾交流協会日本奨学金留学生試験受験希望者は、2025年6月15日(日)に台湾(台北)において行われる「2025年度日本留学試験(第1回)」(1次試験)の受験申し込みを各自で行う。※別紙スケジュール参照

・日本留学試験申込先:(財)言語訓練測驗中心(<http://www.lttc.ntu.edu.tw/>)

・日本留学試験申込期間:2025年2月10日(月)~2025年3月6日(木)

- (2) 次に、「2026年度(公財)日本台湾交流協会日本奨学金留学生試験申請書」に必要事項を記入し、以下の受付期間内(当日消印有効)に日本台湾交流協会台北事務所宛に「書留」で郵送する。その際、申請書の「切り取り線」以下を封書に貼付して郵送する。

申請書受付期間:2025年6月16日(月)~2025年6月27日(金)

なお、同申請書は日本台湾協会台北事務所ホームページ(<https://www.koryu.or.jp/business/scholarship/longterm/>)からダウンロードするか、2025年6月15日(日)に実施される2025年度日本留学試験(第1回)台北試験会場で入手すること。

- (3) 1次試験申請後、奨学金試験の受験番号(日本留学試験の受験番号とは異なるので注意すること)をメールで通知する。2025年7月18日(金)までに奨学金試験の受験番号の連絡がなかった場合、7月21日(月)から25日(金)の間に下記7. 問い合わせ先に連絡し、奨学金試験の受験番号を確認すること。

5. 1次試験合格後の2次試験応募手続

応募者は、次の書類を1次試験合格後に通知される指定期日までに、日本台湾交流協会台北事務所広報文化部に「書留」で郵送すること。提出した書類は一切返却しないので注意すること。

なお、1次試験合格発表日から2次試験の申請締切(合格発表後2~3週間)まで期間が短いので、事前に準備が可能な書類については入手しておくこと。(申請期間までに下記書類が提出できない場合は、2次試験の受験を認めないこともあるので注意すること)

提出書類

	正本 (注2)	写し (注3)	合計

1	写真 (最近 6 か月以内に撮影のもの、3.5x4.5cm、上半身・正面・脱帽。うち 1 枚は申請書に貼付け、他の 1 枚は受験票に貼付けること。本人との差がありすぎると誤解を生じますのでご注意ください)	2 枚		2 枚
2	申請書①及び申請書② (所定の様式に日本語で記載すること) <u>※提出後(採用決定後・大学入学後を含む)に、留学希望大学、専攻、渡日時期、課程及び研究テーマを変更することは原則認めない。特に研究テーマについては、1 次試験申請書に記載したテーマから変更することはできないため注意すること。</u> <u>※本申請書に記載した第一希望～第三希望の留学希望大学を変更する、又は、新たに入学希望大学を追加することは原則認めないため、必ず 3 つ留学希望大学を記入すること。</u> <u>なお、記載していない大学へ進学する場合は、本奨学金の支給対象とならないため、特に注意すること。</u>	1 部	3 部	4 部
3	研究計画書 以下の様式で、日本の大学院で実施(予定)する研究内容の研究計画書を作成すること。 〈研究計画書の様式〉 言語： <u>2 次試験で受験を希望する言語(日本語又は英語)で記載する。</u> ただし、当協会から 2 次試験の英語での受験が認められなかった場合は、別途日本語での作成を指示することがある点留意すること。 内容：氏名、出身大学名又は研究所名、日本での研究テーマ、研究の目的(先行研究の中での位置付け及び貢献度)、研究の方法(できるだけ具体的に書くこと。)、参考文献一覧。 字数・書式： ・A4 用紙、7 ページ以内。 ・パソコンでフォントは 10pt 以上で作成(手書き不可)。	1 部	3 部	4 部
4	最終出身大学の全学年成績証明書 (出身大学が発行したもの、大学院修了者は大学院の全学年成績証明書も提出すること)	1 部	3 部	4 部
5	最終出身大学長又は担任教授の推薦状 (様式任意：A4 で作成。最終出身大学長又は担任教授の署名又は押印が必要。)	1 部	3 部	4 部
6	最終出身大学及び大学院発行の卒業証書 (※大学等が原本証明しているコピーのみ提出可) 又は卒業証明書 (※原本	1 部	3 部	4 部

	のみ提出可) ・卒業証書：卒業式に授与する、大学又は大学院の定めた課程をすべて修了したことを証明する文書。 ・卒業証明書：大学又は大学院において、必要な課程を修了し、卒業したことを証明する文書。 ※応募時に卒業見込者である場合は、大学又は大学院が発行した<u>卒業見込証明書</u>を提出すること。また、4月入学希望の場合は、2026年1月9日（金）まで、9月・10月入学希望の場合は、2026年7月24日（金）までに上記卒業証書又は卒業証明書が提出されなければ、奨学金の受給資格を取り消す可能性があるため、注意すること。			
7	入学予定の日本の大学院の合格通知書等のコピー等 （申請書提出時点で提出が可能な者のみ。入学を希望する大学の指導教員との受入れ内諾に関する連絡書信（メール）等があればコピー等を併せて提出すること。）	1部	3部	4部
8	誓約書 （当協会所定の様式、一次試験合格発表後に送付）	1部	3部	4部
9	受験票 （当協会所定の様式、一次試験合格発表後に送付）	1部		1部
10	【パスポート所持者のみ】 パスポートのコピー	1部	3部	4部
11	【パスポート未所持者のみ】 パスポートを所持していない旨を記載した申立書（様式任意：A4で作成、自筆での署名押印が必要。）	1部	3部	4部
12	身分証明書のコピー	1部	3部	4部
13	兵役に関する証明書（下記①～③のうちいずれか1点、男性のみ提出すること。）	1部	3部	4部
	①兵役が終了したことがわかる証明書のコピー	1部	3部	4部
	②兵役義務がない証明書のコピー			
	③兵役終了予定の申立書（様式任意：A4で作成、自筆での署名押印が必要。）			
14	【所持者のみ】 日本語能力試験の認定証明書のコピー	1部	3部	4部
15	【英語面接希望者のみ】 ①英語能力を証明する書類（TOEFL, IELTS, TOEIC, iBTスコア等の写し） ②進学を予定している日本の大学の指導教員の署名又は押印のある「英語による教授（指導）」に関する許可書（又は	1部	3部	4部

	同意書) ※上記②について、指導教員が決まっていなかった場合には、シラバス等の英語で授業を行うことが分かる資料の提出でも可。			
--	--	--	--	--

- (注1) 申請書がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、又は提出書類1～15に不備がある場合は書類を受理しないので注意すること。
- (注2) 正本については、1～15の正本（※提出がコピーで指定されているものについてはコピー）を順番に綴ってクリップ止めしたものを1部作成し提出すること。
- (注3) 写しについては、正本（1、10を除く）をコピーして順番で綴ってクリップ止めしたものを3部作成し提出すること。
- (注4) ChatGPTをはじめとする生成系AIのみを用いて申請書や研究計画書を作成することは認められません。

6. 注意事項

- (1) 2次試験合格者は、日本の各大学院への入学申請及び手続きを各自で行う。原則、2次試験申請書提出後に、本申請書に記載した第一希望～第三希望の大学を変更すること、又は、新たに入学希望大学を追加することは認めない。2次試験申請書に記載していない大学へ進学する場合、本奨学金の支給対象とならないため、入学を希望する大学院の指導教員と各自で早い時期から連絡を取り、受入れ内諾及び入学時期についても確認をとっておくこと。事前に指導教員と連絡が取れない場合は大学の入試スケジュールを十分に確認しておくこと。
- (2) 2次試験合格者には、協会が指定する健康診断書様式の提出を求める。
- (3) 2026年1月末までに、入学許可証又は入学試験合格通知書を日本台湾交流協会台北事務所に提出すること。（1月末までに入学許可証又は入学試験合格通知書を日本台湾交流協会へ提出できない場合、合格を取り消すこともある。間に合わない可能性がある場合は、必ず事前に当協会へ相談すること。）
- (4) 申請書に不実の記載を行った者及び本奨学金留学生試験規程に従わない者は採用しない。
- (5) 2025年4月から他の奨学金との併給が可能となりますが、一部併給不可のもの（日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）があるため、事前に問い合わせをすること。
- (6) 審査結果に係る問い合わせには、応じません。

7. 問い合わせ先

（公財）日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部 長期奨学金担当
 台北市松山区慶城街28号（通泰商業大樓）
 TEL：02-2713-8000（内線2414）
 FAX：02-2713-0541

※日本留学試験については、(財) 語言訓練測驗中心 (<http://www.lttc.ntu.edu.tw/>)

8. 個人情報の保護について

協会は、申請者から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本事業に申請いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

(1) 個人情報の取得

協会は、以下の表のとおり個人情報を取得し、利用目的の範囲内において取り扱います。

事業種類	取得する情報の種類	取得方法	利用目的
奨学金留学生事業	申請にあたって提出される書類に記載された個人情報	1次試験、2次試験の応募及び注意事項記載による書類提出	・奨学金留学生の採用のための審査 ・奨学金支給業務 ・受給期間終了後のフォローアップ調査

(2) 個人情報の利用期間

協会で定める保存期間が終了後に当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

(3) 個人データの提供について

当協会は、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを第三者に提供することはありません。ただし、上記「(1) 個人情報の取得」に記載された利用目的を達成するため、業務に必要な範囲で選考委員、留学希望先大学及び奨学金支給に用いる金融機関に情報を提供します。

(4) 個人データの越境移転

当協会は、日本国外にある第三者に対し、個人情報保護法に定める場合を除き、本人の同意なく、取得した個人データを提供することはありません。

(5) 18歳未満の個人情報について

協会は、18歳未満の未成年者に関する個人情報を、保護者の同意を得ることなく、取得・処理することはありません。万が一、保護者からの同意を得ず、18歳未満の未成年者が当協会に個人情報を提供したことがわかった場合には、速やかに当協会にご連絡ください。

(6) 要配慮個人情報について

協会は、事業の利用目的の範囲内において、個人情報保護法に定める場合又は事前に本人から同意を得た場合に限り、本人の要配慮個人情報（宗教、健康状態、アレルギー、飲食の禁忌等。上記「（１）個人情報の取得」に記載されているものを含みます。）を取得することがあります。

（７）個人情報の管理について

協会が取得した個人情報は、協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ対策を講じております。

（８）個人情報提供の任意性について

協会へ提供いただく個人情報は任意です。ただし、必要な情報を提供いただけない場合には、採用のための書類選考ができない場合がありますので、予めご了承ください。

（９）保有個人データの開示・訂正・削除等について

協会は、協会が保有する個人データの開示・訂正・削除等について、申請者本人であることを確認できた場合に限り、合理的な範囲でお問い合わせに応じるものとします。

（１０）申請者以外の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の個人情報についても、上記１～９の取扱いとなりますので、申請者から事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いします。

（１１）連絡窓口

「個人情報の取り扱い」に係るご意見・疑問点等は、「７．問い合わせ先」に記載の連絡先にお寄せください。